

三沢市武道館自主事業

教室・講座案内

三沢市武道館では、市民の皆様の健康維持増進を図るため、幅広い年齢層の方を対象に様々な自主事業に取り組んでいます。

お気軽にご参加ください。

- ◇太極拳教室
- ◇アロマヨガ教室
- ◇筋力トレーニング講座
- ◇ヒップホップダンス教室など

※教室・講座への参加には、事前の申込みと参加料が必要になります。

※開催種目が変更になる場合があります。

利用上の注意

- 館内は土足禁止です。上履き用シューズなどをお持ちください。
- 館内は禁煙です。喫煙する場合は所定の場所をお願いします。
- 施設内で出たゴミは、各自でお持ち帰りください。
- 皆さまに快適に施設をご利用いただくために、風紀を乱す行為、他の利用者のご迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 施設駐車場の利用可能台数が少ないため、駐車できない場合は三沢市営駐車場をご利用ください。

指定管理者 一般財団法人三沢市自治振興公社
〒033-0044 青森県三沢市字古間木山68-159
TEL: 0176-51-1930 FAX: 0176-51-1933
HP: <https://misawashi-jichikousya.net/>

利用案内

開館時間	月～土曜日	日曜日・祝日
	9:00～21:00	9:00～17:00

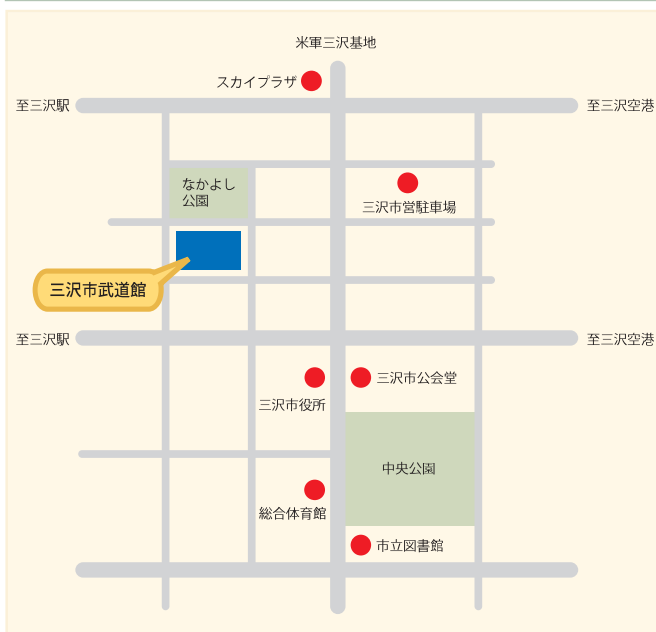
休館日	毎週火曜日
	12月29日 ～ 翌年1月3日

個人使用料

区分	一般・大学生	小・中・高校生
9:00～12:00	110円	60円
13:00～17:00	110円	60円
17:30～21:00	110円	60円

- 毎週土曜日は無料開放日（中学生以下が対象）
- 未就学児は無料
- 中学生以下は19時以降の利用は保護者同伴

M A P



武道館利用のお問い合わせは、TEL: 0176-57-0050までお願いします。

三沢市武道館



〒033-0001 青森県三沢市中央町1丁目4-20
TEL: 0176-57-0050 (FAX兼用)
HP: <https://misawashi-jichikousya.net/budoukan>

競技場



◇広さ 約956㎡
(柔道試合場4面)

◇主な使用競技
柔道・空手・剣道・
太極拳など

◇観客数 400名

団体（貸切）使用料

全 面

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
2,200円	2,750円	2,750円	8,800円
超過使用料1時間につき 770円			

半 面

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
880円	1,100円	1,100円	3,300円
超過使用料1時間につき 280円			

柔道場



◇広さ 約232㎡
(120畳)

◇主な使用競技
柔道・空手・ストレ
ッチ体操など

団体（貸切）使用料

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
440円	550円	550円	1,650円
超過使用料1時間につき 130円			

剣道場



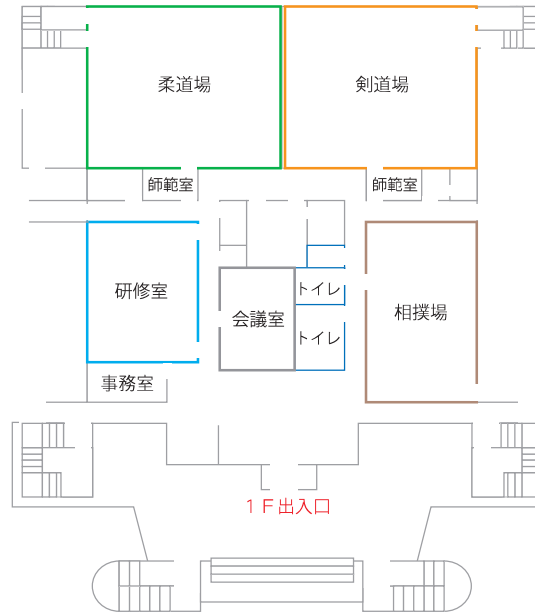
◇広さ 約232㎡

◇主な使用競技
剣道・居合道・
太極拳・なぎなた・
ヨガ・ダンスなど

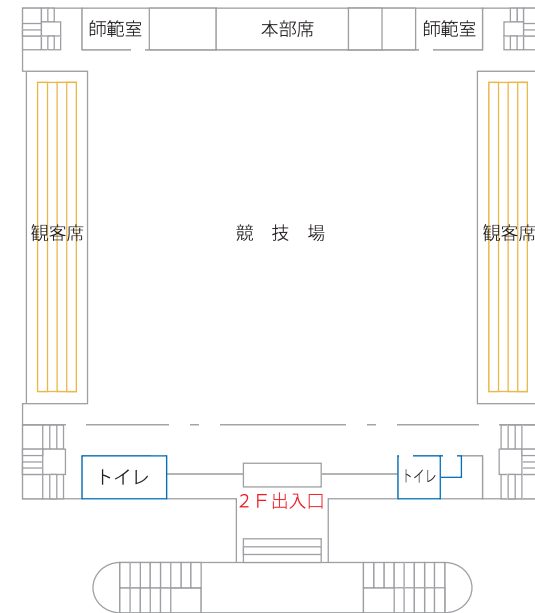
団体（貸切）使用料

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
440円	550円	550円	1,650円
超過使用料1時間につき 130円			

1F



2F



相撲場



◇広さ 約86㎡
◇上がり座敷
◇シャワー室

団体（貸切）使用料

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
440円	550円	550円	1,650円
超過使用料1時間につき 130円			

研修室



◇広さ 約80㎡
(40畳)

団体（貸切）使用料

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
550円	880円	880円	2,750円
超過使用料1時間につき 220円			

会議室



◇広さ 約40㎡

団体（貸切）使用料

9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
280円	440円	440円	1,380円
超過使用料1時間につき 110円			

団体使用（貸切使用）料金について

- ◇アマチュアスポーツに使用する場合
 - 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合は、表記の金額とする。
 - 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、表記の2倍の金額とする。
- ◇スポーツ以外の催し又は集会にしようする場合は、入場料又はこれに類する料金の有無を問わず表記の4倍の金額とする。
- ◇諸興行等営利を目的として使用する場合は、表記の2.0倍の金額とする。
- ◇暖房料及び電灯料は実費とする。ただし、アマチュアスポーツに使用する場合の電灯料は免除することができる。